

給湯室で診察 触診もなし

架空のはり治療 年に160日

業者と契約 大阪の鍼灸院

患者紹介ビジネスを手がける業者と契約し、患者を集め医師の診療を受けさせていた鍼灸院を大阪市南部の住宅街で見つけた。

「保険なら安く」

50代女性は昨春、整体治療も行うこの鍼灸院で腰のマッサージを受けた。終了後、「保険診療になると安くなる」と誘われ、2階へ連れて行かれた。

案内されたのは、狭い給湯室だった。スツ姿の男性が丸イスに腰掛けていた。「どこが痛いですか」と聞かれたが、触診はなか

▼1面参照

つた。話はすぐに終わり、帰り際に名刺の拡大コピーを渡された。大阪・心斎橋の開業医だった。

昨年末、医療費通知が届いて驚いた。あれから医師に会っていないし窓口負担分を払っていない。それなのに毎月1~2回の診察を受けたことになっていた。

雑居ビルに診療所

記者が医師の名刺の住所を訪ねると、飲食店や風俗店が立ち並ぶ一角の古い雑居ビルだった。診療所の看板は見あたらない。1階の居酒屋のわきの通路を奥に進むと、突き当たりのガラス扉に診療所名が書かれ、診療時間は「平日午後4時半~午後9時半」とあった。

上 紹介業者と鍼灸院の契約書。「医師を紹介することを目的とする」と書いてある
下 鍼灸院で診察した医師の診療所(7月9日、大阪・心斎橋(いずれも画像の一部を修整しています))

平日午後6時、ドアを開けた。「すみません」と声を

上げると、白シャツに黒ズボンの中年男性が現れた。

「先生はいらっしゃいませんか」「今は不在ですか」「いつお帰りですか」「わかりません」

取材依頼の文書を渡したが、回答は来ていない。

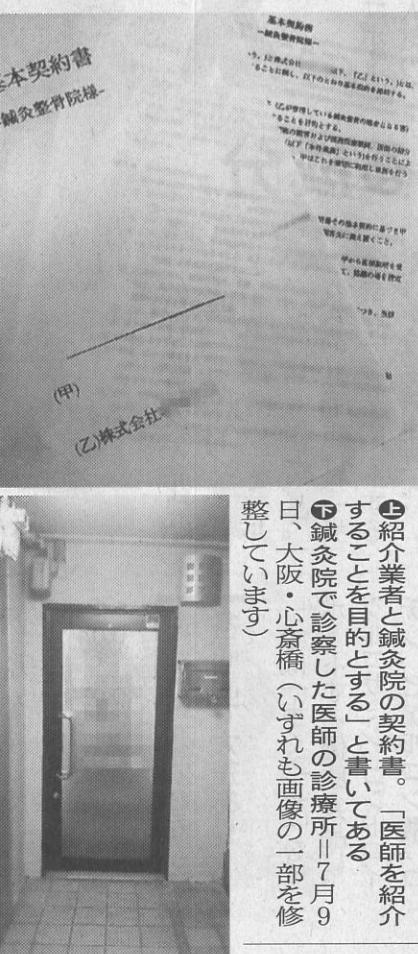
50代女性の医療費は外來にしては高く、訪問診療扱いされたとみられる。しかもマッサージを受けたのに、はり治療されたことに気づいていた。はり治療は医師の同意書があれば最大3ヶ月間、何回でも保険請求できる。患者への医療費通知や患者らの証言によるところ、鍼灸院も架空請求をくり返していた疑いが強い。

別の患者は鍼灸院にほどんど通っていないのに、はり治療を毎月15~20回受けた。ある患者は「この日に治療していただることにしておいて」と、1年分の架空治療日に○の付いたカレンダーを手渡された。160日分に○がついていた。鍼灸院から月2万円の「お小遣い」をもらつたと話す患者もいるという。鍼灸院は取材に回答していない。

中央社会保険医療協議会で患者代表として委員を務めた勝村久司さんは「訪問

お小遣い2万円

診療はどうで何人診るかで報酬額が変わるので、訪問場所を申告しなくていいのは市民感覚としてはあり得ない。請求の際に訪問場所を明記させ、患者にも内容を伝えることが重要だ」と話す。(月舘彩子、沢伸也)



患者紹介ビジネスなど「医療とカネ」に関する情報をお問い合わせください。
i.com) でお寄せ下さい。